



# 埼玉県報

第 2987 号  
平成 30 年(2018 年)  
3 月 23 日  
金曜日

## 目次

### 規則

- 埼玉県自転車競走実施規則の一部を改正する規則（県営競技事務所）
- 埼玉県自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則（県営競技事務所）
- 埼玉県自転車競走電子決済投票実施規則の一部を改正する規則（県営競技事務所）
- 埼玉県自転車競走在席投票実施規則の一部を改正する規則（県営競技事務所）
- 埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則（教委・総務課）
- 埼玉県立近代美術館管理規則の一部を改正する規則（教委・総務課）
- 埼玉県公安委員会の権限に属する事務の委任に関する規則及び埼玉県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則（捜査第四課）
- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）
- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）

### 訓令

- 埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令（教委・総務課）

### 告示

- 特例認定特定非営利活動法人の特例認定の失効に係る公告（共助社会づくり課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定の解除（水環境課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 肥料取締法に基づく告示の一部改正（病虫害防除所）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく基本測量の終了（用地課）
- 埼玉県開発登録簿閲覧規程の一部を改正する告示（都市計画課）
- 入間都市計画下水道事業入間公共下水道の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 川越都市計画事業三島地区土地区画整理事業の終了認可（市街地整備課）
- 一般国道 354 号の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 一般国道 354 号の供用の開始（行田県土整備事務所）

- 平成 30 年 3 月 1 日現在における選挙人名簿登録者数の 50 分の 1、3 分の 1 の数等（選挙管理委員会）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定（選挙管理委員会）
- 平成 29 年 8 月 27 日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（南第 5 区 さいたま市大宮区）における選挙運動に関する収支報告書要旨の公表（選挙管理委員会）
- 埼玉県監査委員規程の一部を改正する告示（監査第一課）

## 雑報

- 普通肥料の検査結果の公表に関する告示（病虫害防除所）
- 主要農作物の県奨励品種等（生産振興課）

## 規則

埼玉県自転車競走実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第四号

埼玉県自転車競走実施規則の一部を改正する規則

埼玉県自転車競走実施規則（昭和三十八年埼玉県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十条」を「第六十条の三」に改める。

第七章第一節に次の二条を加える。

（本人の申出による入場禁止）

第六十条の二 競輪場等への自己の入場禁止の措置を希望する者が、知事が別に定めるところにより当該措置を申し出た場合には、知事は、その者の競輪場等への入場を禁止することができる。

2 前項の規定による申出を行った者が、知事が別に定めるところにより入場禁止の措置の解除を申し出た場合には、知事は、その者の競輪場等への入場禁止の措置を解除するものとする。

（家族の申出による入場禁止）

第六十条の三 車券の購入にのめり込むことにより本人及びその家族の日常生活又は社会生活に支障が生じている状態（以下「ギャンブル依存」という。）の者又はそのおそれがあると思われる者について、その者の家族（その者と同居する親族（成年に達した者に限る。）及び知事が特に認めた者をいう。）が、知事が別に定めるところによりその者の競輪場等への入場禁止の措置を申し出た場合には、知事は、その者の競輪場等への入場を禁止することができる。

2 前項の規定により競輪場等への入場を禁止された者が、知事が別に定めるところにより入場禁止の措置の解除を申し出た場合には、知事は、その者のギャンブル依存又はそのおそれが解消されたと認めるときは、その者の競輪場等への入場禁止の措置を解除するものとする。

第六十一条第一項に次の四号を加える。

十一 第六十条の二第一項又は第六十条の三第一項の規定により競輪場等への入場を禁止されている者

十二 法第一条第五項に規定する競輪施行者（埼玉県を除く。）が本人又はその家族の申出に基づき競輪場等への入場を禁止している者（当該申出をした者が県の競輪場等への入場禁止の措置を希望している場合に限る。）

十三 埼玉県自転車競走電話投票実施規則（昭和六十二年埼玉県規則第八十一号）第十一条の二第一項又は第十一条の三第一項の規定により電話投票を停止されている者

十四 埼玉県自転車競走電子決済投票実施規則（平成二十二年埼玉県規則第八十五号）第六条の二第一項又は第六条の三第一項の規定により電子決済投票を停止されている者

#### 附 則

この規則は、平成三十年十月一日から施行する。

## 規則

埼玉県自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第五号

埼玉県自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県自転車競走電話投票実施規則(昭和六十二年埼玉県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十一条」を「第十一条の五」に改める。

第一条中「平成二十二年埼玉県規則第八十五号」の下に「。以下「電子決済投票規則」という。」を加える。

第四条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 電子決済投票規則第六条の二第一項又は第六条の三第一項の規定により電子決済投票を停止されている者

第十一条第一項第七号中「一年間」の下に「(次条第一項、第十一条の三第一項、第十一条の四第一項又は第十一条の五第一項の規定により電話投票を停止されている期間を除く。)」を加える。

第二章に次の四条を加える。

(本人の申出による電話投票の停止)

第十一条の二 自己の電話投票の停止の措置を希望する加入者が、知事が別に定めるところにより当該措置を申し出た場合には、知事は、当該加入者の電話投票を停止することができる。

2 前項の規定による申出を行った加入者が、知事が別に定めるところにより電話投票の停止の措置の解除を申し出た場合には、知事は、当該加入者の電話投票の停止の措置を解除するものとする。

(家族の申出による電話投票の停止)

第十一条の三 車券の購入にのめり込むことにより本人及びその家族の日常生活又は社会生活に支障が生じている状態(以下「ギャンブル依存」という。)の加入者又はそのおそれがあると思われる加入者について、当該加入者の家族(当該加入者と同居する親族(成年に達した者に限る。))及び知事が特に認めたる者(をいう。)が、知事が別に定めるところにより当該加入者の電話投票の停止の措置を申し出た場合には、知事は、当該加入者の電話投票を停止することができる。

2 前項の規定により電話投票の停止の措置を受けた加入者が、知事が別に定めるところにより当該措置の解除を申し出た場合には、知事は、当該加入者のギャンブル依存又はそのおそれが解消されたと認めるときは、当該加入者の電話投票の停止の措置を解除するものとする。

(他の措置を受けた加入者に対する措置)

第十一条の四 知事は、電子決済投票規則第六条の二第一項又は第六条の三第一項の規定により電子決済投票を停止した者が加入者である場合には、当該加入者の電話投票を停止することができる。

2 知事は、電子決済投票規則第六条の二第二項又は第六条の三第二項の規定により前項に規定する加入者の電子決済投票の停止の措置を解除したときは、前項の規定による電話投票の停止の措置を解除するものとする。

第十一条の五 知事は、法第一条第五項に規定する競輪施行者（埼玉県を除く。）が本人又はその家族の申出に基づき電話投票を停止している者が加入者である場合には、当該加入者の電話投票を停止することができる。ただし、当該申出をした者が県が実施する自転車競走に係る電話投票の停止を希望している場合に限る。

2 知事は、競輪施行者が前項に規定する加入者の電話投票の停止の措置を解除したときは、前項の規定による電話投票の停止の措置を解除するものとする。

第二条 埼玉県自転車競走電話投票実施規則の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和三十八年埼玉県規則第二十八号」の下に「。以下「実施規則」という。」加える。

第四条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 実施規則第六十条の二第一項又は第六十条の三第一項の規定により入場を禁止されている者

第十一条の四第一項中「知事は、」の下に「実施規則第六十条の二第一項又は第六十条の三第一項の規定により競輪場等への入場を禁止した者及び」を加え、同条第二項中「知事は、」の下に「実施規則第六十条の二第二項若しくは第六十条の三第二項又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「加入者の」の下に「競輪場等への入場禁止の措置又は」を加える。

#### 附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、同年十月一日から施行する。

## 規則

埼玉県自転車競走電子決済投票実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第六号

埼玉県自転車競走電子決済投票実施規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県自転車競走電子決済投票実施規則（平成二十二年埼玉県規則第八十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「契約（）」の下に「第五条及び」を加える。

第五条中「利用者となる」を「電子決済投票契約を締結する」に改め、第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 埼玉県自転車競走電話投票実施規則（昭和六十二年埼玉県規則第八十一号。以下「電話投票規則」という。）第十一条の二第一項又は第十一条の三第一項の規定により電話投票を停止されている者

第六条の次に次の四条を加える。

（本人の申出による電子決済投票の停止）

第六条の二 自己の電子決済投票の停止の措置を希望する利用者が、知事が別に定めるところにより当該措置を申し出た場合には、知事は、当該利用者の電子決済投票を停止することができる。

2 前項の規定による申出を行った利用者が、知事が別に定めるところにより電子決済投票の停止の措置の解除を申し出た場合には、知事は、当該利用者の電子決済投票の停止の措置を解除するものとする。

（家族の申出による電子決済投票の停止）

第六条の三 車券の購入にのめり込むことにより本人及びその家族の日常生活又は社会生活に支障が生じている状態（以下「ギャンブル依存」という。）の利用者又はそのおそれがあると思われる利用者について、当該利用者の家族（当該利用者と同居する親族（成年に達した者に限る。）及び知事が特に認めた者をいう。）が、知事が別に定めるところにより当該利用者の電子決済投票の停止の措置を申し出た場合には、知事は、当該利用者の電子決済投票を停止することができる。

2 前項の規定により電子決済投票の停止の措置を受けた利用者が、知事が別に定めるところにより当該措置の解除を申し出た場合には、知事は、当該利用者のギャンブル依存又はそのおそれが解消されたと認めるときは、当該利用者の

電子決済投票の停止の措置を解除するものとする。

(他の措置を受けた利用者に対する措置)

第六条の四 知事は、電話投票規則第十一条の二第一項又は第十一条の三第一項の規定により電話投票を停止した者が利用者である場合には、当該利用者の電子決済投票を停止することができる。

2 知事は、電話投票規則第十一条の二第二項又は第十一条の三第二項の規定により前項に規定する利用者の電話投票の停止の措置を解除したときは、前項の規定による電子決済投票の停止の措置を解除するものとする。

第六条の五 知事は、法第五条第五項に規定する競輪施行者（埼玉県を除く。）が本人又はその家族の申出に基づき電子決済投票を停止している者が利用者である場合には、当該利用者の電子決済投票を停止することができる。ただし、当該申出をした者が県が実施する自転車競走に係る電子決済投票の停止を希望している場合に限る。

2 知事は、競輪施行者が前項に規定する利用者の電子決済投票の停止の措置を解除したときは、前項の規定による電子決済投票の停止の措置を解除するものとする。

第二条 埼玉県自転車競走電子決済投票実施規則の一部を次のように改正する

第五条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 実施規則第六十条の二第一項又は第六十条の三第一項の規定により入場を禁止されている者

第六条の四第一項中「知事は、」の下に「実施規則第六十条の二第一項又は第六十条の三第一項の規定により競輪場等への入場を禁止した者及び」を加え、同条第二項中「知事は、」の下に「実施規則第六十条の二第二項若しくは第六十条の三第二項又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「利用者の」の下に「競輪場等への入場禁止の措置又は」を加える。

#### 附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、同年十月一日から施行する。



## 規 則

埼玉県自転車競走在席投票実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第七号

埼玉県自転車競走在席投票実施規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県自転車競走在席投票実施規則（平成十六年埼玉県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第五条第五号」を「第五条第七号」に改める。

第五条中第五号を第七号とし、第二号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二 埼玉県自転車競走電話投票実施規則（昭和六十二年埼玉県規則第八十一号）第十一条の二第一項又は第十一条の三第一項の規定により電話投票を停止されている者

三 埼玉県自転車競走電子決済投票実施規則（平成二十二年埼玉県規則第八十五号）第六条の二第一項又は第六条の三第一項の規定により電子決済投票を停止されている者

第二条 埼玉県自転車競走在席投票実施規則の一部を次のように改正する。

第三条中「第五条第七号」を「第五条第八号」に改める。

第五条中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 埼玉県自転車競走実施規則第六十条の二第一項又は第六十条の三第一項の規定により入場を禁止されている者

### 附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、同年十月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

### 埼玉県教育委員会規則第一号

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則

埼玉県教育局組織規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条の表教育総務部の項中「、魅力ある高校づくり課」を削り、同表県立学校の項中「高校教育指導課」の下に「、魅力ある高校づくり課」を加え、同表市町村支援部の項中「家庭地域連携課、生涯学習文化財課」を「生涯学習推進課、文化資源課」に改める。

第四条の三を削る。

第八条第十二号中「生徒指導課」を「魅力ある高校づくり課」に改める。

第九条の三第四号中「県立学校部副部长（）」の下に「生徒指導課、」を加え、同条を第九条の四とし、第九条の二を第九条の三とし、第九条の次に次の一条を加える。

第九条の二 魅力ある高校づくり課においては、県立高等学校の活性化及び特色ある学校づくりに係る施策の総合的企画、調整及び推進に関する事務を所掌する。

第十二条第十三号中「及び義務教育指導課」を「、義務教育指導課及び人権教育課」に改める。

第十三条第一号中「県立及び市町村立の」を「県立中学校並びに市町村立の幼稚園及び」に、「義務教育諸学校」を「義務教育諸学校等」に改め、同条第二号、第三号、第六号及び第七号中「義務教育諸学校」を「義務教育諸学校等」に改める。第十三条の二を削る。

第十四条及び第十五条を次のように改める。

第十四条 生涯学習推進課においては、次の事務（保健体育課、特別支援教育課、文化資源課及び人権教育課において所掌するものを除く。）を所掌する。

- 一 生涯学習の振興に係る企画及び調整に関すること。
- 二 学校、家庭及び地域が連携した教育の推進に係る施策の企画及び調整に関すること。
- 三 学校、家庭及び地域が連携した教育の推進についての指導及び助言に関すること。

- 四 学校、家庭及び地域が連携した教育の推進に係る研修等に関すること。

- 五 社会教育を行うものに対する指導及び助言に関すること。
  - 六 社会教育のための学級、講座等に関すること。
  - 七 社会通信教育に関すること。
  - 八 社会教育としての視聴覚教育に関すること。
  - 九 公民館、図書館、青年の家その他の社会教育施設に関すること。
  - 十 社会教育主事の資格認定に関すること。
  - 十一 レクリエーションの普及奨励に関すること。
  - 十二 社会教育団体に関すること。
  - 十三 埼玉県生涯学習審議会に関すること。
  - 十四 埼玉県社会教育委員に関すること。
  - 十五 県立図書館及び県立げんきプラザ（県立長瀬げんきプラザ、県立小川げんきプラザ、県立神川げんきプラザ及び県立名栗げんきプラザを除く。）との連絡調整に関すること。
  - 十六 県立長瀬げんきプラザ、県立小川げんきプラザ、県立神川げんきプラザ及び県立名栗げんきプラザの管理に関すること。
  - 十七 前各号に掲げるもののほか、生涯学習の振興、社会教育並びに学校、家庭及び地域の連携に関すること。
  - 十八 市町村支援部副部長（生涯学習推進課及び文化資源課を所管する副部長に限る。）の庶務に関すること。
- 第十五条 文化資源課においては、次の事務を所掌する。
- 一 文化活動に関すること。
  - 二 埼玉県芸術文化祭に関すること。
  - 三 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百八十四条に規定する教育委員会が行うこととされた事務に関すること。
  - 四 文化財の指定及び解除に関すること。
  - 五 文化財の調査、保存、管理及び活用に関すること。
  - 六 文化財保護と開発事業との調整に関すること。
  - 七 美術的銃砲刀剣類の審査及び登録に関すること。
  - 八 ユネスコ活動に関すること。
  - 九 文化団体及び文化財保護関係団体に関すること。
  - 十 博物館に関すること。
  - 十一 埼玉県文化財保護審議会に関すること。
  - 十二 埼玉県美術作品取得基金に関すること（基金の運用に関するものを除く。）。
  - 十三 県立歴史と民俗の博物館、県立史跡の博物館、県立近代美術館、県立自然

と川の博物館（県立川の博物館を除く。）及び県立文書館との連絡調整に関すること。

十四 さいたま文学館及び県立川の博物館の管理に関すること。

十五 市町村支援部付及び市町村支援部副参事の庶務に関すること。

第二十一条第一項の表中

県立学校 人事課	学校評 価幹	上司の命を受け、学校評価制度及び学校職員の人事評価に係る施策の企画、調整及び推進に関する事務その他特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督するとともに、課長を助け、当該事務を総括整理する。
-------------	-----------	---

を

県立学校 人事課	学校評 価幹	上司の命を受け、学校評価制度及び学校職員の人事評価に係る施策の企画、調整及び推進に関する事務その他特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督するとともに、課長を助け、当該事務を総括整理する。
生涯学習 推進課	地域教 育幹	上司の命を受け、学校と地域との連携に関する事務で特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督するとともに、課長を助け、当該事務を総括整理する。

に改め、同条第二項の表

高校教育指導課、生

主席指

上司の命を受け、指導主事が行う事務に従事



に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。  
(埼玉県社会教育委員に関する規則の一部改正)
- 2 埼玉県社会教育委員に関する規則(昭和三十四年埼玉県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。  
第九条中「埼玉県教育局市町村支援部生涯学習文化財課」を「埼玉県教育局市町村支援部生涯学習推進課」に改める。  
(埼玉県文化財保護審議会規則の一部改正)
- 3 埼玉県文化財保護審議会規則(昭和五十一年埼玉県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。  
第六条中「埼玉県教育局市町村支援部生涯学習文化財課」を「埼玉県教育局市町村支援部文化資源課」に改める。  
(埼玉県生涯学習審議会規則の一部改正)
- 4 埼玉県生涯学習審議会規則(平成四年埼玉県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。  
第五条中「埼玉県教育局市町村支援部生涯学習文化財課」を「埼玉県教育局市町村支援部生涯学習推進課」に改める。

## 規 則

埼玉県立近代美術館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

### 埼玉県教育委員会規則第二号

埼玉県立近代美術館管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立近代美術館管理規則（昭和五十七年埼玉県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項ただし書中「ただし」の下に「教育主幹」を加え、同項の表副館長の項の次に次のように加える。

教育主幹
上司の命を受け、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。）第四条第四項に規定する事務以外の事務で、特に困難なものに従事し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。

第二十一条第二項の表主席学芸主幹の項中「博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

### 附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県公安委員会の権限に属する事務の委任に関する規則及び埼玉県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月23日

埼玉県公安委員会委員長 松 本 輝 夫

埼玉県公安委員会規則第4号

埼玉県公安委員会の権限に属する事務の委任に関する規則及び埼玉県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

(埼玉県公安委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

第1条 埼玉県公安委員会の権限に属する事務の委任に関する規則(平成4年埼玉県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「法」を「法令」に改める。

第3条に次の1項を加える。

4 公安委員会は、埼玉県暴力団排除条例(平成23年埼玉県条例第39号)第30条第2項の規定に基づき、埼玉県暴力団排除条例第30条第1項の規定による命令を警察署長に委任する。

(埼玉県暴力団排除条例施行規則の一部改正)

第2条 埼玉県暴力団排除条例施行規則(平成23年埼玉県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第30条」を「第30条第1項」に改める。

第11条第2項を削り、第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

様式第10号(1面)を次のように改める。



第 号

年 月 日

中 止 命 令 書

殿

印

命令を受ける者	本（国）籍	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	

前記の者に対し、埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第30条第1項の規定により、次のとおり命令する。

記

命 令 の 内 容	
-----------	--

様式第11号中「第11条第3項」を「第11条第2項」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

## 規 則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

### 埼玉県人事委員会規則六一九〇

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（埼玉県人事委員会規則六一一一）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第二号中「及び歯科医師の職（本庁の課長以上の職及びこれらに相当する職を除く。）」を「、歯科医師、臨床心理、通訳、犯罪鑑識、音楽隊員、交通技術、建築及び自動車整備士の職（本庁の課長以上の職及びこれらに相当する職を除く。）（建築の職にあつては、警察本部に置かれるものに限る。）」に改める。

別表第五選考の対象となる職に、「三十五 児童福祉司の職」及び「三十六 自動車整備士の職」を加える。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

## 規 則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

### 埼玉県人事委員会規則一七一三〇

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一七一四）の一部を次のように改正する。

第三条中「国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第五十九条第一項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条第一項の規定により埼玉県以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であつて、引き続き職員として採用されたものとする。」を「次の各号に掲げる職員とする。」に改める。

第三条に次の二号を加える。

- 一 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第五十九条第一項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条第一項の規定により埼玉県以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であつて、引き続き職員として採用されたもの
- 二 医師として採用された職員であつて、当該採用前に二年以上の医業に従事した経歴を有するもの

第六条第二項中「法」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）」に改める。

別表第二中「埼玉県町村会」を「埼玉県町村会  
社会福祉法人桜楓会」に改める。

### 附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

# 訓令

## 埼玉県教育委員会訓令第一号

埼玉県教育局  
県立教育機関

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月二十三日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（昭和六十一年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「学校評価」の下に、「地域教育幹」を加える。

別表第二市町村支援部の表義務教育指導課の項の次に次のように加える。

生涯学習推進課	社会教育主事の資格認定を行うこと。	手続法第五条第一項の規定に基づき、審査基準を定めること。	
---------	-------------------	------------------------------	--

別表第二市町村支援部の表生涯学習文化財課の項中「生涯学習文化財課」を「文化資源課」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

### 附則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県告示第二百五十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第六十一条の規定により、特例認定特定非営利活動法人の特例認定が失効したので、同法第六十二条において準用する同法第五十七条第二項の規定により公示する。

平成三十年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 名称

特定非営利活動法人科学芸術学際研究所 I S T A

#### 二 代表者の氏名

高木 隆司

#### 三 主たる事務所の所在地

埼玉県朝霞市北原二丁目五番二十八号 鈴木第二ビル二一一

#### 四 失効日

平成三十年三月十七日

## 告 示

### 埼玉県告示第二百五十四号

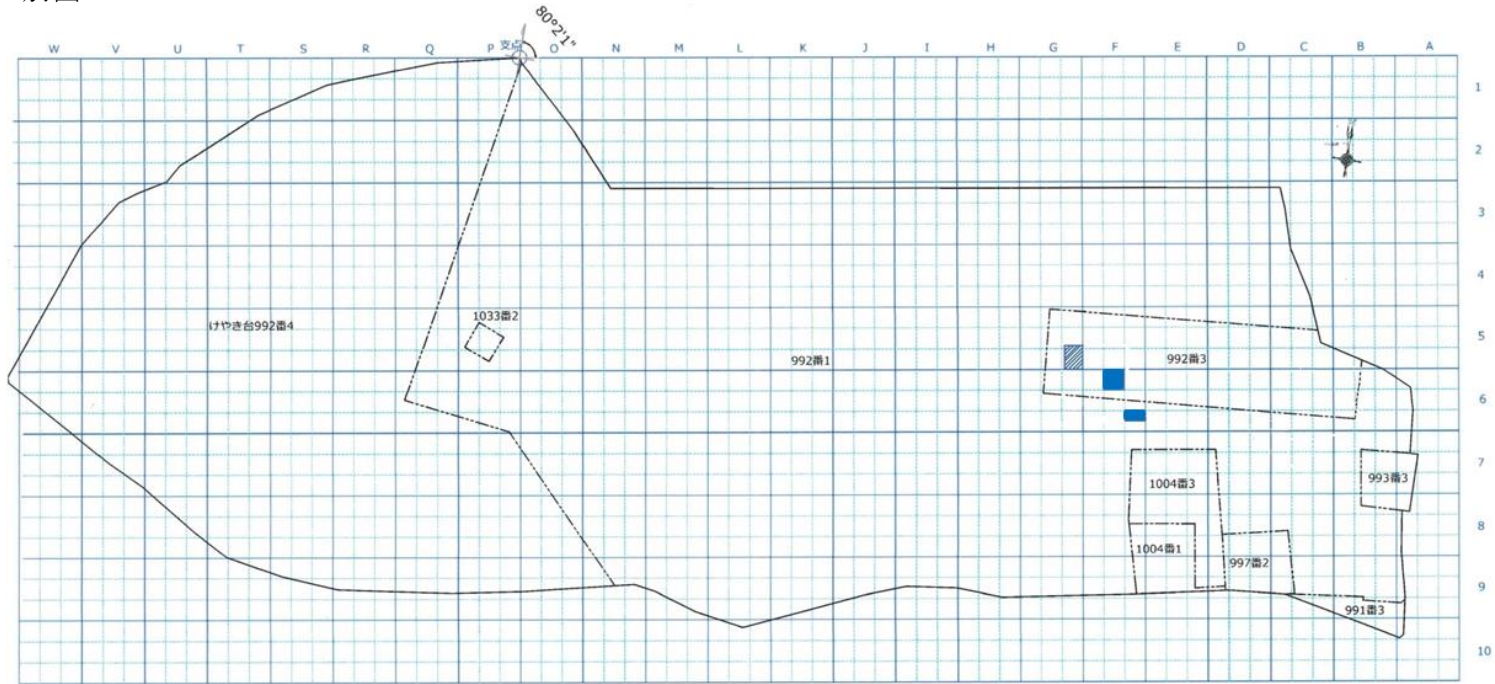
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十九年埼玉県告示第千百十八号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

平成三十年三月二十三日

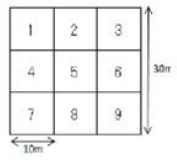
埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県坂戸市けやき台九百九十二番一の一部及び九百九十二番三の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた指示措置等  
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



【起点】  
 起点は埼玉県坂戸市けやき台  
 992番4の最北端とする。



- 【凡例】
- 30m格子
  - 単位区画
  - - - 筆境界
  - 敷地境界
  - ▨ 要措置区域
  - 要措置区域の指定を解除する区画

【格子の回転角度 (80°02'01"】  
 格子回転角は、起点をとおり、  
 東西方向及び南北方向に引いた線  
 並びにこれらと平行して10m間隔  
 で引いた線により構成されている  
 格子を、起点を中心として、右回  
 りに回転させた角度を示す。



## 告 示

### 埼玉県告示第二百五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシア深谷荒川店

埼玉県深谷市荒川千五十外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ベイシア 代表取締役 橋本浩英

群馬県前橋市亀里町九百番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ベイシア 代表取締役 橋本浩英

群馬県前橋市亀里町九百番地 外三者未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十年十一月十日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

五千四百三十二平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二六〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一六〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 二〇二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 六一立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社ベイシア 午前八時から午後九時

未定（テナントA） 午前八時から翌午前零時

未定（テナントB） 午前八時から翌午前零時

未定（テナントC） 午前八時から翌午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時三十分から翌午前零時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 六か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時

ト 届出年月日

平成三十年三月九日

二 縦覧期間

平成三十年三月二十三日から平成三十年七月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年三月二十三日から平成三十年七月二十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第二百五十六号

平成二十五年埼玉県病害虫防除所長告示第一号（肥料取締法に基づく肥料の施用上の注意等の表示命令について）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月二十三日

埼玉県病害虫防除所長 須 永 真理子

表の第一欄４中「のア、イ又はウに定めるほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質」を「に定める動物由来たん白質であって、同(1)の表の第2欄に定める確認済ゼラチン等以外のもの」に改める。

## 告 示

### 埼玉県告示第二百五十七号

平成二十九年埼玉県告示第百六号で公示した公共測量は、平成三十年三月九日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第二百五十八号

平成二十九年埼玉県告示第千六十三号で公示した公共測量は、平成三十年三月十日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第二百五十九号

平成二十九年埼玉県告示第千百十二号で公示した公共測量は、平成三十年三月十五日終了した旨測量計画機関である美里町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

## 埼玉県告示第二百六十号

平成二十九年埼玉県告示第八百九十六号で公示した公共測量は、平成三十年三月十五日終了した旨測量計画機関である吉川市吉川中央土地区画整理組合から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第二百六十一号

平成二十九年埼玉県告示第千二百九十号で公示した基本測量は、平成三十年三月七日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司



## 告 示

### 埼玉県告示第二百六十二号

埼玉県開発登録簿閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県開発登録簿閲覧規程の一部を改正する告示

埼玉県開発登録簿閲覧規程（昭和四十五年埼玉県告示第六百九十九号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県川越建築安全センター（東松山駐在）内の項中「比企郡滑川町、鳩山町」を「比企郡鳩山町」に改める。

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

# 告示

## 埼玉県告示第二百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十六年埼玉県告示第二百七十五号で告示した入間都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十三日

埼玉県知事 上田清司

### 一 施行者の名称

入間市

### 二 都市計画事業の種類及び名称

入間都市計画下水道事業入間公共下水道

### 三 事業施行期間

昭和四十六年三月十二日から

平成三十二年三月三十一日まで

### 四 変更に係る事業地

#### イ 分流区域

##### (1) 汚水

###### (一) 収用の部分

変更なし

###### (二) 使用の部分

昭和四十六年埼玉県告示第二百七十五号、昭和四十九年埼玉県告示第百六十二号、昭和五十年埼玉県告示第千六百九十七号、昭和五十三年埼玉県告示第二百十号、昭和五十七年埼玉県告示第四百五十六号、昭和五十八年埼玉県告示第六百六十六号、昭和五十九年埼玉県告示第七百一号、昭和六十二年埼玉県告示第四百九十五号、平成元年埼玉県告示第二百九十号、平成三年埼玉県告示第六百九十号、平成六年埼玉県告示第千八十一号、平成八年埼玉県告示第千九十三号、平成十年埼玉県告示第千二百八十四号、平成十三年埼玉県告示第三百七十一号、平成十六年埼玉県告示第五百号、平成二十年埼玉県告示第三百四十号、平成二十五年埼玉県告示第四百十八号の事業地のうち、入間市向陽台二丁目地内において、事業地を変更する。

##### (2) 雨水

###### (一) 収用の部分

変更なし

###### (二) 使用の部分

変更なし

## 告 示

### 埼玉県告示第二百六十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十三条第一項の規定により土地区画整理事業の終了について認可したので、同条第四項において準用する同法第九条第三項の規定により公告する。

平成三十年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

三島開発株式会社

二 事業施行期間

平成二十七年九月八日から平成三十年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県比企郡川島町大字上伊草字三島及び字堤外蔵主、大字中山字一楽の各一部

四 土地区画整理事業の名称

川越都市計画事業三島地区土地区画整理事業

五 施行認可の年月日

平成二十七年九月八日

六 終了の認可の年月日

平成三十年三月二十三日

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 澤 隆

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線 名 三百五十四号
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
先まで 同市柏戸字谷城一四五〇番一 地先から 加須市柳生字小屋口一六五六番	先まで 同市柏戸字谷城一四五〇番一 地先から 加須市柳生字下宿二五〇〇番一		区 間
一一・五〇 四五・〇〇	七・九〇 八四・五〇		敷地の幅員 (メートル)
一九九六・〇〇	四〇七二・〇〇		延長 (メートル)
	道路改良工事 旧道の一部は、加須市に引き継ぐ 予定。		備 考

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 澤

隆

<p>路線名</p>	<p>三百五十四号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>加須市柳生字小屋口一六五六 番一地先から 同市柏戸字八幡一二一五番一 地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成三十年三月二十四日 (午後三時)</p>
<p>備考</p>	<p>平成三十年三月二十三日付け行田県土 整備事務所長告示第二号で告示した道 路予定区域の供用開始である。 延長一九七〇・〇〇メートル</p>



# 告示

## 埼玉県選管告示第十四号

平成三十年三月一日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成三十年三月二十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一二二、一五〇人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八六三、四三二人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

### 選挙区

数

南第一区 草加市	六八、二九五
南第二区 川口市	一四六、六一〇
南第三区 さいたま市西区	二四、六四二
南第四区 さいたま市北区	四〇、二六五
南第五区 さいたま市大宮区	三二、四三一
南第六区 さいたま市見沼区	四四、七七七
南第七区 さいたま市中央区	二七、五八四
南第八区 さいたま市桜区	二六、四〇〇
南第九区 さいたま市浦和区	四三、八二五
南第十区 さいたま市南区	五〇、七五五

南第十一区	さいたま市緑区	三三、二九七人
南第十二区	さいたま市岩槻区	三一、三七〇人
南第十三区	上尾市・伊奈町	七五、六九二人
南第十四区	桶川市	二一、二二四人
南第十五区	北本市	一九、二一四人
南第十六区	鴻巣市	三三、五二三人
南第十七区	志木市	二〇、八一一人
南第十八区	新座市	四五、四六八人
南第十九区	蕨市	一九、九四一人
南第二十区	戸田市	三六、二〇二人
南第二十一区	朝霞市	三七、五四二人
南第二十二区	和光市	二二、一七〇人
西第一区	所沢市	九六、四二〇人
西第二区	入間市	四一、六八一人
西第三区	飯能市	二二、八九一人
西第四区	狭山市	四三、二九三人
西第五区	ふじみ野市・三芳町	四一、七三〇人
西第六区	富士見市	三〇、五五八人
西第七区	川越市	九七、二五八人
西第八区	日高市	一五、六九五入
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	一七、四三八人
西第十区	坂戸市	二七、八五二人
西第十一区	鶴ヶ島市	一九、五〇六人
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	三六、六六二人
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	二二、三七一人
北第一区	秩父市	一八、〇二五人
北第二区	横瀬町・皆野町・長瀨町・小鹿野町・東秩父村	一一、六三二人
北第三区	本庄市・神川町・上里町	三四、〇四二人
北第四区	深谷市・美里町・寄居町	五二、八〇一人
北第五区	熊谷市	五五、七四六人
東第一区	行田市	二三、一九三人
東第二区	羽生市	一五、三九三人
東第三区	加須市	三一、九七八人
東第四区	久喜市	四三、四五五人

東第五区	蓮田市	一七、六六六人
東第六区	白岡市・宮代町	二四、四〇七人
東第七区	春日部市	六六、七八五人
東第八区	越谷市	九三、九〇五人
東第九区	八潮市	二四、一九一人
東第十区	三郷市	三八、五四〇人
東第十一区	幸手市・杉戸町	二七、六七七人
東第十二区	吉川市・松伏町	二七、七三〇人

# 告 示

## 埼玉県選管告示第十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項  
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者  
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成三十年三月二十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	社会福祉法人梨花の里 特別養護老人ホーム	埼玉県児玉郡上里町大字七本木 四百二十番地
心の里		

## 告 示

### 埼玉県選管告示第十六号

平成二十九年八月二十七日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（南第五区 さいたま市大宮区）につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出された候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を、同法第百九十二条第一項及び第二項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成三十年三月二十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年8月27日執行 埼玉県議会議員補欠選挙（南第5区 さいたま市大宮区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）  
11,975,600 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	石川 康仁	所属党派	無所属・無党派	期間	8月1日から
出納責任者氏名	石川 康仁				第1回分
					8月31日まで

収入

主たる寄附

(氏名・団体名) (職業) (寄附額)  
 吉田 一郎 ジャーナリスト 18,000 円

その他の寄附 1件 10,000 円  
 その他の収入 50,000 円  
 今回計 78,000 円  
 総計 78,000 円

支出

人件費 0 円  
 家屋費 0 円  
 選挙事務所費 0 円  
 集会会場費 0 円  
 通信費 0 円  
 交通費 0 円  
 印刷費 421,000 円  
 広告費 28,000 円  
 文具費 0 円  
 食糧費 0 円  
 休泊費 0 円  
 雑費 0 円

今回計 449,000 円  
 総計 449,000 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	396,000 円
	計	396,000 円

報告書受理年月日	平成29年9月4日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	竹腰 連	所属党派	日本共産党	期間	8月8日から 第1回分 9月5日まで
出納責任者氏名	梁瀬 真奈美				

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
日本共産党さいたま地区委員会		469,982 円

支出

人件費	0 円
家屋費	27,000 円
選挙事務所費	27,000 円
集合会場費	0 円
通信費	24,300 円
交通費	0 円
印刷費	598,154 円
広告費	139,980 円
文具費	0 円
食糧費	96,781 円
休泊費	0 円
雑費	13,927 円

今回計	469,982 円	今回計	900,142 円
総計	469,982 円	総計	900,142 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	430,160 円
	計	430,160 円

報告書受理年月日	平成29年9月8日	第1回報告分
----------	-----------	--------



候補者氏名	西山 晃一	所属党派	民進党	期間	8月16日から
出納責任者氏名	正田 昌晴				第1回分
					9月6日まで

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
小澤 栄	無職	30,000 円
西坂 信	自営業	30,000 円

支出

人件費	422,400 円
家屋費	105,000 円
選挙事務所費	105,000 円
集合会場費	0 円
通信費	19,283 円
交通費	0 円
印刷費	620,750 円
広告費	469,152 円
文具費	3,862 円
食糧費	57,433 円
休泊費	0 円
雑費	13,528 円

その他の寄附	21件	195,000 円
その他の収入		1,246,408 円
今回計		1,501,408 円
総計		1,501,408 円

今回計	1,711,408 円
総計	1,711,408 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	210,000 円
	計	210,000 円

報告書受理年月日	平成29年9月11日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	藤井 健志	所属党派	オール大宮	期間	7月30日から
出納責任者氏名	中澤 俊一				第1回分
					9月7日まで

収入

主たる寄附

(氏名・団体名) (職業) (寄附額)

藤和会 1,585,976 円

支出

人件費 0 円

家屋費 136,200 円

選挙事務所費 136,200 円

集合会場費 0 円

通信費 0 円

交通費 0 円

印刷費 977,832 円

広告費 189,000 円

文具費 10,312 円

食糧費 100,923 円

休泊費 102,900 円

雑費 68,809 円

今回計 1,585,976 円

総計 1,585,976 円

今回計 1,585,976 円

総計 1,585,976 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	734,832 円
	計	734,832 円

報告書受理年月日	平成29年9月11日	第1回報告分
----------	------------	--------

## 告 示

### 埼玉県監査委員告示第三号

埼玉県監査委員規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月二十三日

埼玉県監査委員	山 本 光 紀
埼玉県監査委員	佐 野 勝 正
埼玉県監査委員	岩 崎 宏
埼玉県監査委員	石 井 平 夫

埼玉県監査委員規程の一部を改正する告示

埼玉県監査委員規程（平成三年埼玉県監査委員告示第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「及び第二百条第五項」を「、第二百条第五項及び第二百条の第二項」に改める。

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

## 雑 報

普通肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、  
普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成三十年三月二十三日

埼玉県病害虫防除所長 須 永 真理子

平成29年11月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析結果		保証票 の検査	その他 の検査	
			項目	指摘事項			
乾燥菌体肥料	小岩井乳業株式会社	K I W 0 0 7	TN、TP、TK、Cd				
混合有機質肥料	千成産業株式会社	混合有機質3号	TN、TP、TK、Cd、As				
米ぬか油かす及びその粉末	ポーソー油脂株式会社	5.5米ぬか油かす粉末	TN、TP、TK				
米ぬか油かす及びその粉末	株式会社岡安商店	2.0抽出米ぬか油かす粉末	TN、TP、TK				

注1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表するように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 分析項目の略号は、次のとおりである。 TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量、AL－アルカリ分、Cd－カドミウム、As－ヒ素

平成29年12月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析結果		保証票の検査	その他の検査	
			項目	指摘事項			
消石灰	秩父石灰工業株式会社	最上特選消石灰	AL				
		アグリ72	AL				
		顆粒消石灰	AL				
		特製消石灰	AL				
消石灰	岩水石灰工業株式会社	60.0 消石灰	AL				
消石灰	菱光石灰工業株式会社	ネオショットRX	AL				
消石灰	村檉石灰工業株式会社	72粒状消石灰	AL				

注1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表するように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 分析項目の略号は、次のとおりである。 ALーアルカリ分

## 雑 報

主要農作物の県奨励品種等について次のとおり公表する。

平成三十年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

奨励品種・準奨励品種の廃止

水稻糯「へいせいもち」

種子供給数量が減少傾向にある中で種子の確保が難しくなり、他の品種による代替も可能であるため、奨励品種から廃止する。